

令和3年度 狂犬病予防集合注射を実施します

【連絡先】

庄原市役所 西城支所
地域振興室 産業建設係
電話 82-2181

犬の所有者には、狂犬病予防法によって、生後91日以上の犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

市では、狂犬病予防集合注射を以下のとおり実施します。お住まいの地域の近くを回りますので、是非この機会をご利用下さい。犬の新規登録も受け付けます。

すでに飼い犬の登録がお済みの所有者には、お知らせの文書（狂犬病予防注射通知書兼申請書）を送付しますので、会場へお越しの際には必ずご持参ください。

☆料金及び手数料（会場で支払ってください）

新規登録と予防注射の場合 一頭につき 6,100円
予防注射のみの場合 一頭につき 3,100円（増税により値上がりしました）
※料金は事前によく確認し、つり銭が要らないようにご協力をお願いします。

犬の登録および狂犬病予防注射日程表

月 日	時 間	場 所	
5月13日 (木) 岡 獣医師	8:50~9:00	植木	平尾隆様宅前
	9:15~9:25	三坂	鉾神社三叉路
	9:35~9:40	保賀谷	旧JA八鉾支店前
	9:45~9:50	仲仙道	八幡神社前
	9:55~10:00	地明	地明集会所前
	10:05~10:10	一の組	八鉾診療所バス停付近
	10:15~10:20	梶谷	ドライブイン落合下待避所
	10:30~10:35	油木石原	石原踏切下
	10:40~10:45	油木平組	油木駅前
	11:00~11:05	油木衣木	衣木橋付近
	11:20~11:25	中尺田	大栃の木橋付近
	11:35~11:40	長者原	近藤彰男様宅前
	11:45~11:50	田鋤	下田鋤橋付近
	13:05~13:15	本郷	横路宣明様宅（美古登村） 前広場上
	13:20~13:25	上今西	比婆山駅前
	13:30~13:35	別所	樋原石材店前
	13:40~13:45	法京寺	法京寺集会所前
	13:50~13:55	清正	八鳥公民館前
14:00~14:10	大佐上	大佐集会所前	
14:15~14:20	松が平	西城駅前広場	

月 日	時 間	場 所	
5月14日 (金) 安藤 獣医師	8:40~8:45	竹原上	平子駅前
	8:50~8:55	栗下	上永イツエ様宅先十字路
	9:00~9:10	栗沖	大正大橋付近
	9:15~9:20	奥名	石灰石加工場跡広場付近
	9:30~9:40	馬場瀬	馬場瀬集会所前
	9:50~9:55	丑の河	丑の河集会所前
	10:10~10:15	明神町	明神町ガード下
	10:20~10:30	的場	学校給食共同調理場上広場
	10:35~10:40	小坂	小坂集会所(集出荷施設)前
	10:50~10:55	大屋大戸	藤岡幸博様宅前
	11:05~11:10	塩田	塩田地区集会所付近
	11:15~11:20	寺谷	旧大屋小学校前
	11:25~11:30	本谷陽	本谷陽バス停付近
	11:35~11:40	三田	三田橋付近
	11:45~11:55	中迫	重光邦彦様宅前広場
	13:05~13:15	一日市	備北車庫下側
	13:20~13:25	宮の段	宮の段集会所前
	13:35~13:40	福山	福本力夫様宅裏
	13:45~13:50	小原	松木一夫様宅前
	14:05~14:10	兼利	兼利ゴミステーション前
14:15~14:20	十日市上	旧家畜市場前広場	
14:25~14:35		庄原市役所西城支所前	

集合注射が受けられない場合には

個別に動物病院にて狂犬病予防注射を受けてください。

受診後、動物病院にて注射済証明書を受け取り、必ず市役所環境政策課若しくは各支所地域振興室・産業建設室で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。（注射済票の交付には注射済証明書と手数料 550 円が必要です）

※市内の動物病院では狂犬病予防注射済票の交付及び登録の手続きを一括して受けられます。

※犬の登録がない場合や犬の所在地が庄原市にない場合は、狂犬病予防注射済票を交付することができませんのでご注意ください。

※犬の鑑札及び注射済票の飼い犬への装着は、法律により義務付けられています。

犬に関する届け出のお願い

犬も人同様に各種届出が必要です。以降のような場合には、市役所環境政策課若しくは各支所地域振興室・産業建設室へ届け出をお願いします。なお、各様式は前記窓口及び、庄原市ホームページ（犬に関する手続きについて）にて入手できます（死亡届のみ市役所市民生活課にて様式入手及び届出が可能です）

新規登録

- ・手数料が一頭につき 3,000 円かかります。
- ・印鑑（認印）が必要です。
- ※市内の動物病院では手続きを一括して行えます。

登録内容の変更

- ・転入、引越し、譲渡など登録内容に変更があった場合はすみやかに届け出てください。
- ・印鑑（認印）が必要です。

死亡

- ・犬の登録は死亡届提出をもって抹消します。
- ・印鑑（認印）が必要です。
- ※鑑札等が手元があれば届出に添付してください。

動物は、家族同様の愛情と責任をもって最期まで飼いましょう

- ① 犬のフンの始末は、飼い主が責任をもって行いましょう。
- ② 犬は、鎖などにつないで飼いましょう。
- ③ 散歩をさせるときは、リード（綱など）をつけましょう。
- ④ 犬の鑑札や狂犬病予防注射済票は常に飼い犬の首輪につけておきましょう。